

事 務 連 絡
平成23年8月1日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災に伴う食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証等の
有効期限の延期期間の変更について

東日本大震災の被災者等への必要な介護サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

食費及び居住費等の負担限度額に係る認定証並びに旧措置入所者に係る利用者負担の減免を証する書面並びに旧措置入所者の食費及び居住費の特定負担限度額に係る認定証（以下「認定証等」という。）の有効期限等の取扱いについては、「東日本大震災に伴う高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用等について」（平成23年6月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）でお示ししているところですが、南相馬市の認定証等の有効期限の延期期間について、下記のとおり取り扱うこととしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

上記事務連絡の別表中、南相馬市の認定証等の有効期限の延期期間について、平成23年7月31日から平成23年9月30日に変更する（別表の下線部のとおり）。

別表（変更後）

県名	市町村名	延期期間
岩手県	釜石市、大船渡市、山田町	平成23年 7月31日
	陸前高田市、宮古市	平成23年 8月31日
	大槌町	平成23年10月31日
宮城県	気仙沼市	平成23年 8月31日
	石巻市、東松島市、南三陸町	平成23年 9月30日
	女川町	平成23年11月30日
福島県	南相馬市	平成23年 <u>9月30日</u>
	広野町、檜葉町、大熊町	平成23年10月31日
	富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	平成23年12月31日

※ なお、上記の延期予定時期に変更が生じる場合には、改めて、変更後の延期期間を当課に連絡すること。